

## 1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

### (1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものとする。

### (2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

## 2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

### (1) いじめ防止対策委員会

全教職員からなる、いじめ防止対策委員会を設置する。

いじめが疑われる出来事が発見された場合、また、いじめに関する相談を受けた場合には、学級担任・生徒指導主事等が速やかに事実確認の上、本委員会を開催するとともに、上島町教育委員会に報告・連絡・相談の上、適切な対応策（指導体制、指導方針の決定）を講じる。必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、警察署、民生児童委員、医師などの関係諸機関等と連携し、より実効的ないじめ問題の解決に努める。また、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であることを児童生徒に認識させる活動を行う。

### (2) 職員会議での情報交換及び共通理解

全教職員で月に一度、心のアンケート・いじめ発見チェックポイント・教育相談・Hyper-QU等の調査結果を参考に、児童生徒の実態についての情報交換を図る。

## 3 いじめ未然防止のための取組

### (1) 学級経営の充実

- 心のアンケートやHyper-QU等の調査結果を生かし、児童生徒の実態を十分に把握し、より良い学級経営に努める。
- 分かる・できる・楽しい授業の実践に努め、児童生徒一人一人が達成感や自己肯定感を持つる授業の実践に努める。

### (2) 人権・同和教育の充実

- 各教科や道徳において人権・同和教育を実践し、互いの良さを認め合う心情やいじめを許さない心情を育てる。

### (3) 道徳教育の充実

- 全ての教育活動において道徳教育を実践し、児童生徒の思いやりの心や規範意識を育てる。

### (4) 体験活動や児童生徒会活動の充実

- 体験活動や児童生徒会活動において、児童生徒が相互に関わり合う機会を多く設けることにより、互いを尊重する心情を育てる。

### (5) 温かみのある教育環境（人的・物的）づくり

- 温かく気持ちの良い挨拶を励行する。（教師の率先垂範）
- 栽培活動や掲示物を充実させることにより、温かみのある教育環境づくりを図る。

### (6) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

- 全校児童生徒のインターネットに関する使用状況調査や情報モラル教育を適宜行い、インターネット等を通じて行われるいじめの防止を図る。

- タブレット端末の使用に関するルールを全校児童生徒が共同で作成し、教室に掲示することで、情報モラルの観点を養い、タブレット端末を媒体としたいじめの未然防止を図る。

(7) 学校評価の実施

- いじめ防止等のための取組に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。評価結果を踏まえ、自校の取組の改善を図る。

4 いじめ早期発見のための取組

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

児童生徒、保護者、寮、学校間の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談（オンラインを含む）を行い、迅速かつ誠実に対応する。

(2) 心のアンケート、教育相談、Hyper-QU、いじめ発見チェックポイントの実施

毎月実施の心のアンケート、いじめ発見チェックポイント及び教育相談や、Hyper-QU（1学期に実施）を活用し、いじめが疑われる出来事がないか確認する。

(3) あゆみ・日記等の活用

中学校ではあゆみ、小学校では日記等を活用し、いじめが疑われる出来事が書かれていないか確認する。

(4) 児童生徒の行動の注視・教師間の情報交換

日々、児童生徒の行動を注視したり、教師間で情報交換を密に行ったりすることにより、いじめが疑われる出来事がないか確認する。

(5) いじめ防止等に係る校内研修の充実

いじめ防止等に関する研修や人権・同和教育及び特別支援教育に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

5 いじめに対する早期対応

- いじめが疑われる行為が発見された場合、また、いじめに関する相談を受けた場合には、学級担任・生徒指導主事等が速やかに事実確認の上、いじめ防止対策委員会を開催するとともに、上島町教育委員会に報告・連絡・相談の上適切な対応策（指導体制、指導方針の決定）を講じる。
- いじめの事実が確認された場合は、全児童生徒に対して適切な指導を行う。また、その再発を防止するため、いじめを行った児童生徒への指導とその保護者への助言、いじめを受けた児童生徒・保護者に対する支援及び、他の児童生徒に対する支援を継続的に行う。
- いじめを行った児童生徒に対して、教育上必要と認められる場合は適切に懲戒を加えるものとする。
- いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、いじめを行った児童生徒について別室で学習を行わせるなどの措置を講じる。
- 事実に係る情報を、関係保護者と共有するための必要な措置を講じる。
- 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、所轄警察署と連携して対処する。

6 いじめの事案発生時の対応の流れ

| 対応の流れ              | 対応   |
|--------------------|--|
| 1 発見・発覚            | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本人や保護者からの訴え、児童生徒からの情報提供、地域・関係機関等からの情報提供、教育相談、心のアンケート、あゆみの記述によっていち早く児童生徒の変化に気付く。</li> </ul>  |
| 2 聞き取り（いじめられた児童生徒） | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童生徒が安心して話せる環境を整え、話を聞く。</li> <li>○ 具体的に苦痛に感じていることは何か、どのようになることを望んでいるか、本人の希望を聞き取る。</li> <li>○ 聞き取りの際に「大丈夫」、「特にない」と答えた場合も注意して見守る。2、3日程度期間をおき、スクールカウンセラーなど学級担任以外の教職員が聞き取る等、対応を検討する。</li> </ul> |

|   |   |  |  |   |  |  |  |
|---|---|--|--|---|--|--|--|
| 3 相談・報告   | ○ 発見・発覚したいじめやいじめにつながりそうな言動は、その場で指導し、生徒指導主事に報告する。  |  |  |   |  |  |  |
| 4 認知  | ○ いじめ防止対策委員会で協議する。(いじめの定義に当てはまるものは全て認知し、いじめ認知件数として報告する。)<br>○ 認知したいじめが重大事態であるかを検討し、今後の指導を検討する。  |  |  |   |  |  |  |
| 5 聞き取り (いじめた児童生徒・第三者)   | ○ 児童生徒に寄り添う姿勢を示しながら聞き取る。<br>○ 対象とする児童生徒が複数いる場合は、個別・同時に行う。   |  |  |   |  |  |  |
| 6 対応方針の決定   | ○ いじめられた児童生徒の希望を尊重しつつ、学校いじめ防止基本方針に基づいた対応方針を協議し、校長が決定する。   |  |  |   |  |  |  |
| 7 教育委員会への報告   | ○ 月ごとの定例報告で報告をする。<br>○ 重大事態の場合は、認知した段階で報告する。  |  |  |   |  |  |  |
|   | <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ いじめられた児童生徒の希望を確認して、教室等での安心・安全を確保する。(教室の座席配置の変更等)</li> </ul> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>保護者への連絡 (いじめられた児童生徒)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ いじめられた児童生徒から聞きとった内容を保護者に報告する。</li> <li>○ 学校としての対応方針を伝える。</li> <li>○ 調査や対応について、保護者の意向を確認する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 複数の教職員で指導し、必要に応じて保護者の同席を求める。</li> <li>○ いじめを確実にやめさせる。このとき、必要に応じて懲戒を加える。</li> <li>○ 謝罪は、いじめた児童生徒が自発的に希望し、いじめられた児童生徒・保護者も希望しており、謝罪をすることが関係修復の方法として適切と思われる場合に実施する。</li> </ul> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>保護者への連絡 (いじめた児童生徒)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査結果を報告し、指導方針を伝える。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="vertical-align: top;"> <p>双方の保護者への連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指導内容や今後の対応について、いじめた児童生徒、いじめられた児童生徒双方の保護者に連絡する。</li> <li>○ 謝罪の場を設定するときは、双方の保護者が同意していることを確認する。</li> </ul> </td> </tr> </table> | <p>安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ いじめられた児童生徒の希望を確認して、教室等での安心・安全を確保する。(教室の座席配置の変更等)</li> </ul> | <p>保護者への連絡 (いじめられた児童生徒)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ いじめられた児童生徒から聞きとった内容を保護者に報告する。</li> <li>○ 学校としての対応方針を伝える。</li> <li>○ 調査や対応について、保護者の意向を確認する。</li> </ul> | <p>指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 複数の教職員で指導し、必要に応じて保護者の同席を求める。</li> <li>○ いじめを確実にやめさせる。このとき、必要に応じて懲戒を加える。</li> <li>○ 謝罪は、いじめた児童生徒が自発的に希望し、いじめられた児童生徒・保護者も希望しており、謝罪をすることが関係修復の方法として適切と思われる場合に実施する。</li> </ul> | <p>保護者への連絡 (いじめた児童生徒)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査結果を報告し、指導方針を伝える。</li> </ul> |  | <p>双方の保護者への連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指導内容や今後の対応について、いじめた児童生徒、いじめられた児童生徒双方の保護者に連絡する。</li> <li>○ 謝罪の場を設定するときは、双方の保護者が同意していることを確認する。</li> </ul> |
| <p>安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ いじめられた児童生徒の希望を確認して、教室等での安心・安全を確保する。(教室の座席配置の変更等)</li> </ul>  | <p>保護者への連絡 (いじめられた児童生徒)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ いじめられた児童生徒から聞きとった内容を保護者に報告する。</li> <li>○ 学校としての対応方針を伝える。</li> <li>○ 調査や対応について、保護者の意向を確認する。</li> </ul>  |  |  |   |  |  |  |
| <p>指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 複数の教職員で指導し、必要に応じて保護者の同席を求める。</li> <li>○ いじめを確実にやめさせる。このとき、必要に応じて懲戒を加える。</li> <li>○ 謝罪は、いじめた児童生徒が自発的に希望し、いじめられた児童生徒・保護者も希望しており、謝罪をすることが関係修復の方法として適切と思われる場合に実施する。</li> </ul> | <p>保護者への連絡 (いじめた児童生徒)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査結果を報告し、指導方針を伝える。</li> </ul>  |  |  |   |  |  |  |
|   | <p>双方の保護者への連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指導内容や今後の対応について、いじめた児童生徒、いじめられた児童生徒双方の保護者に連絡する。</li> <li>○ 謝罪の場を設定するときは、双方の保護者が同意していることを確認する。</li> </ul>  |  |  |   |  |  |  |
| 経過観察  | ○ 組織的な見守り体制を整え、相当の期間経過観察を継続し、いじめられた児童生徒、いじめた児童生徒双方に計画的に声掛けや教育相談を行う。   |  |  |   |  |  |  |

## 7 重大事態への対処

いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合は、次の対処を行う。

- 重大事態が発生した旨を、上島町教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

## 8 いじめ防止等に関する年間指導計画

| 月   | 防止のための措置  |   | 早期発見の措置   |
|-----|---|---|---|
|     | 児童生徒が主体となった活動   | 教職員が主体となった活動  |   |
| 4   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1年生を迎える会（今年度なし）</li> <li>○ 離島留学生歓迎式</li> <li>○ 遠足</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ いじめ防止基本方針の確認</li> <li>○ 校内研修（児童生徒理解）</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童生徒に関する情報交換</li> <li>○ 家庭訪問による情報収集</li> </ul>                       |
| 5   |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 校内研修（いじめ）</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ SSWによる教育相談</li> </ul>  |
| 6   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 海岸線清掃</li> <li>○ いじめについての話し合い</li> </ul>                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 校内研修（特別支援教育）</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ Hyper-QU</li> </ul>  |
| 7   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ デイサービス訪問</li> <li>○ 人権作文作成</li> </ul>                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 親子学習会</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校評価の実施</li> <li>○ 懇談会による情報収集</li> <li>○ SSWによる教育相談</li> </ul>       |
| 8   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 島内一斉清掃</li> <li>○ 上島町子どもサミット</li> </ul>                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 校内研修（学校評価）</li> </ul>  |   |
| 9   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運動会</li> <li>○ 神輿づくり</li> </ul>                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ スマホケータイ安全教室</li> <li>○ 校内研修（情報モラル）</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ SSWによる教育相談</li> </ul>  |
| 10  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人権標語作成</li> <li>○ 地域ふれあい学習会</li> </ul>                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人権・同和教育参観日での保護者啓発</li> </ul>   |   |
| 11  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学習発表会</li> <li>○ いじめSTOP愛顔の子どもフォーラム</li> </ul>               | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 校内研修（人権・同和教育）</li> <li>○ 薬物乱用防止教室</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ SSWによる教育相談</li> </ul>  |
| 12  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人権の花</li> <li>○ しめ縄づくり</li> <li>○ クリスマス会</li> </ul>          | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 校内研修（教育相談）</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校評価の実施</li> <li>○ 懇談会による情報収集</li> <li>○ インターネットに関する調査</li> </ul>    |
| 1   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ とんど</li> </ul>   |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ SSWによる教育相談</li> </ul>  |
| 2   |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 校内研修（教育相談）</li> </ul>  |   |
| 3   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 遠足</li> <li>○ 離島留学生お別れ式</li> <li>○ 卒業おめでとう集会</li> </ul>      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 校内研修（学校評価）</li> <li>○ 次年度への引継ぎ資料作成</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 年間指導計画の見直し</li> <li>○ 懇談会による情報収集</li> </ul>                          |
| 通年  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 挨拶運動</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 登校指導</li> <li>○ 分かる・できる・楽しい授業</li> <li>○ 道徳教育や情報モラル教育の実施</li> <li>○ 体験活動の充実</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職員会議での情報共有</li> </ul>  |
| 月1回 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童生徒会</li> <li>○ 交流学習</li> </ul>                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ いじめ防止対策委員会</li> <li>○ 学校便りによるいじめ防止の啓発</li> </ul>                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 心のアンケートの実施</li> <li>○ 教育相談の実施</li> <li>○ いじめ発見チェックポイントの実施</li> </ul> |